**地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）による**

**派遣に関する協定書**

株式会社●●●●（以下「甲」という。）と小値賀町（以下「乙」という。）とは、地域活性化起業人制度により、甲からその社員を乙に派遣させるにあたり、派遣期間中の取扱いに関する基本的事項について、次のとおり協定する。なお、本協定書にいう「派遣」とは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）（以下「法」という。）に定める労働者派遣とは異なるものであり、本制度による社員の派遣に法が適用されないことを乙は保証する。

（職員の派遣）

第１条　甲は、社員●●●●（以下「派遣社員」という。）を、乙へ派遣する。

２　派遣社員の派遣期間は、令和●年●月●日から令和７年３月３１日までとする。ただし、甲乙協議の上、その期間を継続して６カ月以上３年以内に短縮、または延長することができる。

（派遣期間中の職務）

第２条　派遣社員は、小値賀町の地域活性化等を図るために、以下の業務に従事するものとする。

( １ ) 政策調整、行政改革、公有財産利活用、ふるさと納税等に関する業務

（ ２ ） 子ども子育て、教育、福祉、災害対応等に関する業務

（ ３ ） 保健衛生、環境等に関する業務

（ ４ ） 農業、畜産業、林業、水産業振興等に関する業務

（ ５ ） 観光振興、観光誘客対策、観光地域づくり法人設立等に関する業務

（ ６ ） 地域産品の開発、販路の開拓及び拡大等に関する業務

（ ７ ） 移住促進、都市農村交流、交流人口の拡大等に関する業務

（ ８ ） 地域経済活性化、雇用対策、人材育成、企業誘致等に関する業務

（ ９ ） 土木管理、道路橋りょう、住宅、空き家対策等に関する業務

（１０） 自治体ＤＸ及び地域ＤＸに関する業務

（１１） 脱炭素等、ＧＸに関する業務

（１２） まちづくり団体の支援及び立上げ等、中間支援機能に関する業務

（１３） 広報・シティプロモーションに関する業務

(１４)　地域おこし協力隊等外部人材の活動支援に関する業務

（１５） その他地域の活性化に資する業務

（就業条件）

第３条　派遣社員は、月（小値賀町の休日を定める条例（平成元年小値賀町条例第25号）に定める町の休日を除く）の半分以上、乙の業務に従事することとし、労働時間、就業場所等の詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

（社会保険）

第４条　派遣社員は、派遣期間中も甲の社員の加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険の被保険者とする。

（年次有給休暇）

第５条　派遣社員の年次有給休暇の付与日数及び付与条件については、甲の規程に従うものとする。

２　前項の請求手続等は、甲の規程に従うものとする。

（給与の支給等）

第６条　派遣社員の給与及び賞与は、甲の定める支給基準に従い、甲が派遣社員に直接支給する。

２　派遣社員に関する給与等に係る相当額は、甲の請求に応じて乙が負担する。

３　前項の負担については、個別協定書に定める。

４　派遣社員の派遣期間中の乙の用務に係る旅費相当額は、乙の条例、規則その他の規程に従い乙が支給する。

（災害補償）

第７条　派遣社員が業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償は、甲の規程に基づき甲において処理するものとする。

（定期健康診断）

第８条 派遣社員に対する定期健康診断は、甲の規程により甲において行う。

２　前項にかかる経費は、甲の請求に応じて乙が負担する。

（出勤状況等の通知及び報告）

第９条 甲は、派遣社員の出勤、時間外勤務、休暇取得等について、定期的に乙に通知する。また、乙は甲の通知の内容について確認するものとする。

（信用失墜行為の禁止）

第１０条　派遣社員は、乙の業務が公務であることを認識するとともに、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないよう努めなければならない。

（著作権）

第１１条 本件業務の過程において甲又は派遣社員が作成した資料などの成果品を乙に提供する場合は、その著作権については従前から甲又は第三者が所有していた著作物の著作権を除き乙に帰属するものとする。

（秘密を守る義務）

第１２条　甲および乙は、本協定に関連して知り得た秘密については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、小値賀町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年小値賀町条例第２号）及び、甲乙間で別途締結する機密保持契約書に従って取り扱うものとする。

（損害賠償）

第１３条　甲または乙は、本協定に関連して損害を被った場合には、第６条第２項に規定する乙が負担する派遣社員に関する給与等に係る相当額の範囲で相手方に対し損害賠償を請求することができる。ただし、故意または重過失により引き起こされた損害の場合にはかかる範囲の制限は適用されないものとする。なお、派遣社員の故意または過失によって乙に生じた損害については甲がその責めを負うものとする。

（分限及び懲戒）

第１４条　派遣社員の派遣期間中における分限処分及び懲戒処分については、甲乙協議して行うものとする。

（その他）

第１５条　本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲と乙において記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和●●年●●月●●日

甲　●●県●●市●●●町●●番●●号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社●●●

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　　●●　●●　　　　　　　　㊞

乙　長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷２３７６番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小値賀町

小値賀町長　　　　西村　久之　　　　　　　　㊞